

経営の合理化・安定に国・県の融資制度の活用を

日本政策金融公庫(マル経資金 無担保・無保証人)

貸付限度	2,000万円
利率	1.21%
貸付期間	運転資金 7年 設備資金 10年
資金使途	事業資金(運転・設備)

日本政策金融公庫(普通貸付)

貸付限度	4,800万円
特定設備を含めると1億2,000万円まで貸付	
基準利率	1.21～2.10% ※使途、返済期間、担保・保証人の有無などにより異なる利率が適用されます
貸付期間	運転資金 7年 設備資金 10年
資金使途	事業資金(運転・設備)

日本政策金融公庫(教育ローン)

貸付限度	350万円(学生・生徒1人あたり)
利率	1.66%(母子家庭1.26%)
貸付期間	15年以内(母子家庭18年以内)
資金使途	入学金・授業料・受験費用・住居費用等
保証	教育資金融資保証基金及び保証人

長崎県小規模企業者支援資金

貸付限度	2,000万円
利率	1.90%以内
貸付期間	運転資金 7年(据置1年) 設備資金 10年(据置2年)
保証料	0.50%～1.60%
保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ

※取扱金融機関：十八銀行・親和銀行

令和2年1月6日現在

平戸市個別創業相談会のお知らせ

- 日時：令和2年2月19日(水) 開催時間：10:00～16:00(事前に予約をお願いします。)
- 場所：平戸市役所 商工物産課内(2階)
- 対象：平戸市内で創業を考えている方 ・お問合せ先：0950-22-4111(商工物産課)

よろず支援拠点からのお知らせ

本制度は、中小企業・小規模事業者の皆様のご相談窓口として、国が創設した拠点です。売上の拡大や経営改善を図ることなどを目的に相談を受付けております。平戸市でも出張相談会を月に一回開催しておりますので、お気軽にご利用下さい。よろず支援拠点では、通常の専門家派遣制度と異なり、無料で何度でも、成果が出るまで長期的に支援を行い、企業の課題を一緒に解決することが特長となっております。

- 今後の開催予定日：2月21日(金)、3月23日(月) 相談時間：9:00～17:00
- 開催場所：田平町民センター ※予約制のためご相談の際は平戸商工会議所へご連絡下さい。

平戸市中小企業振興資金

貸付限度	2,000万円
利率	1.70%
貸付期間	運転資金 10年(据置1年以内) 設備資金 10年(据置1年以内)
保証料	0.45%～1.34%※平成27年度から31年度の新規融資分に限り、市が保証料を全額補助します
保証人	特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要

平戸市中小企業創業支援資金

貸付限度	1,000万円 (特定創業支援事業認定者は1,500万円)
利率	1.40%
貸付期間	運転資金 7年(据置1年以内) 設備資金 10年(据置1年以内)
保証料	市が保証料を全額補助
保証人	特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要

長崎県経営安定資金(長期)

貸付限度	5,000万円
利率	1.95%以内
貸付期間	運転資金 7年(据置1年) 設備資金 10年(据置2年)
保証料	0.45%～1.30%
保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ

長崎県経営安定資金(短期)

貸付限度	2,000万円(別枠)
利率	1.55%
貸付期間	運転・設備資金 1年以内
保証料	0.45%～1.30%
保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ

HIRADO 会議所だより

令和2年1月発行



令和2年新年祝賀交歓会を開催

令和2年新年祝賀交歓会

平戸市と平戸商工会議所の共催による「令和2年新年祝賀交歓会」が、1月7日(火)平戸文化センター大ホールにおきまして当所役員・議員・会員・市関係者等、約340名の参加で開催されました。

祝賀会では、主催者である平戸市長の新年の挨拶後、景気付けの鏡開きを行い、祝宴では地酒を酌み交わしながら歓談を行い盛会裡に終了しました。



青年部活動

平戸商工会議所青年部設立40周年記念式典を開催

去る、11月30日(土)、当青年部設立40周年記念式典が、黒田市長をはじめ、市内関係団体、青年部関係者など182名の参加で開催しました。記念式典では、青年部OB会の発足宣言が執り行われ、初代会長に森幸雄氏が就任することとなり、OB会会長が引き継いでいく記念の盾が贈られました。記念事業では、『10年間から紐解く未来予想図』と題し、4つのテーマに対して、直近10年の歴代会長によるパネルディスカッションを行い、青年部活動を通して自社の発展と地域貢献について討論しました。記念祝賀会では、平戸牛、あら鍋、川内かまぼこ等、平戸の食材にこだわった料理が提供され、参加者からも好評を得ることができ、盛会裏に終了しました。



【パネルディスカッション】



【青年部OB会発足式】



【記念祝賀会】

青年部新年会を開催

去る、1月29日(水)ホテル彩陽にて平戸商工会議所青年部令和2年新年会を早田会頭ご臨席のもと、会員23名の参加により開催致しました。

また、恒例の厄入りお祝いを行い、山口忠洋君(旅館田の浦温泉) 森優博君(森工務店) 渡口直樹君(株式会社よかる物産) 宝亀雄希君(プリンセス赤坂) 田中崇継君(株式会社たけだ)の5名が厄祝いを受けました。



女性会活動 女性会新年会を開催

去る、1月16日（木）にホテル旗松亭にて平戸商工会議所女性会令和2年新年会を早田会頭他3名の来賓と会員参加者27名で今年の当所女性会の発展を祈願しました。

今年は女性会会員より森会長が還暦を迎え、また黒田市長も還暦であったため、2名を御祝しながら、会員による余興が披露され、大いに盛り上がりました。



ひらど軽トラ市からのお知らせ 「ひらど軽トラ市」出店者募集中！

去る、1月26日（日）に木引田町・宮の町の中心商店街にて第23回「ひらど軽トラ市」が開催されました。この軽トラ市は、毎月第4日曜日に継続的に開催し、市内の水産加工品・かまぼこ・菓子・食料品の販売業者が出店して各店の目玉商品を多数販売しています。

今後、更に活気ある軽トラ市にするため、出店者募集を行っております。毎月参加できない方には、参加できる月を選択いただけますので、是非ご参加下さい。



・開催日：2月23日（日）、3月29日（日）
※3月は「Kidsジョブチャレンジ2020 in 平戸」が商店街で開催されるため、第5日曜日に同日開催いたします。

新入会員紹介 新たにご加入いただきました事業所をご紹介します。（受付順）

事業所名	代表者名	所在地	業種	部会
株式会社 狼煙	鞍掛 斉也	新町 105-1	宿泊業・観光業	観光サービス
ふじ工房	藤谷 昌子	岩の上町 1253	飲食業	観光サービス
ワミレス長崎平戸サロン ～京～	末 永 京	岩の上町 1417	エステサロン	観光サービス
つり具のまるきん 平戸店	草 野 剛	岩の上町 1104-2	釣具販売業	商業
日本郵便株式会社 津吉郵便局	田口 常夫	津吉町 791-1	郵便局	理財庶業
吉永土木	吉永利 栄	下中津良町 640	建設業	建設工業

確定申告のお知らせ 令和元年分の所得税・消費税の申告相談を下記の日程で行います。

白色申告・・・2月25日（火）～ 3月 3日（火）
青色申告・・・3月 4日（水）～ 3月11日（水）※当所での申告相談最終日です。

※2月18日（火）は中部ふれあいセンターで出張相談会を開催します。
※土曜日・日曜日の申告相談は行っておりません。

【ご相談に来られる際に持参して頂くもの（抜粋）】

○帳簿・売上仕入に関する資料 ○社会保険料払込証明書（国民年金・国民健康保険税・介護保険料）
○生命保険料・地震保険料の控除証明書 ○源泉徴収票（給与・年金）○小規模企業共済掛金払込証明書
○生命保険満期返戻金のお知らせ ○医療費控除関係書類 ○その他確定申告に必要な書類

【帳簿等の保存について】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

各種検定試験のご案内 令和2年度検定試験の日程が決定しました。お申込み、お問合せは平戸商工会議所まで。

検定試験	検定試験日	募集期間
第155回 簿記	6月14日（日）	4月 6日 ～ 5月15日
第156回 簿記	11月15日（日）	9月 7日 ～10月16日
第157回 簿記	2月28日（日）	12月21日 ～ 1月29日
第219回 珠算	6月28日（日）	4月20日 ～ 5月28日
第220回 珠算	10月25日（日）	8月17日 ～ 9月24日
第221回 珠算	2月14日（日）	12月 7日 ～ 1月14日
第126回 珠算 4級以下	4月12日（日）	2月 3日 ～ 3月12日
第127回 珠算 4級以下	8月 2日（日）	5月25日 ～ 7月 6日
第128回 珠算 4級以下	12月13日（日）	10月 5日 ～11月12日

事業承継診断のお知らせ 事業主の皆様、事業承継の準備はお済みですか。

当所では、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、県内外の行政機関と中小企業支援機関等と連携して事業承継診断や個別相談等の支援を行っています。親族内承継、親族外承継（社員、第三者）等、後継者へのスムーズな事業承継を行うため、事業所が独自に抱える問題を専門家へ無料相談（秘密厳守）でき適切なアドバイスを受けることができます。今年度も、引き続き相談受付ており、当所にて個別相談会も開催しておりますのでご連絡いただくか事業所訪問の際にお声掛け下さい。

「事業価値の簡易査定」を受けてみませんか。

事業価値の簡易査定とは、後継者不在の企業の経営者・事業主の皆様に対し、専門的な知見を有する税理士が、税務申告書・決算報告書・勘定内訳書など財務関係資料等に基づき、皆様の事業の価値を算定、概算額を提示し、今後の事業承継に役立てていただくものです。「事業価値」には一般的に店舗の土地建物、機械装置等の有形資産だけではなく、顧客基盤、従業員の協力体制、様々な技術・ノウハウなどの目に見えない価値も含まれます。尚、長崎県が費用を全額負担して実施するため皆様の費用負担はございません。

自動車事故費用共済制度のご案内

【補償内容】（補償に関しては被傷害者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります。）

○負傷者が相手側（接触事故や追突事故等）の場合

- ①「死亡のとき」死亡共済金最高300万円 ②「死亡時一時金として」死亡臨時共済金30万円
- ③「入院」入院共済金4,500円 ④「通院」通院共済金2,250円
- ⑤「後遺障害」後遺障害事故共済金 最高300万円
- ⑥「延べ3日以上の入通院」入通院臨時費用共済金30,000円
- ⑦「自動車事故を起こし相手の財物に2万円以上の損害を与えた場合」30,000円（共済期間内1回）

○負傷者が共済契約者側（追突されたり自損事故）の場合

- ⑧「死亡のとき」 死亡共済金最高300万円 ⑨「後遺障害」 後遺障害事故共済金 最高300万円
- ⑩「入院」 入院共済金4,500円（1日） ⑪「通院」 通院共済金2,250円（1日）

◎共済掛金（車両1台につき）※運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。

車種	ナンバー	プレートの色	年掛掛金	月掛掛金
自家用乗用自動車	3・5・7	白	10,000円	1,000円
自家用軽乗用自動車	5	黄	5,500円	550円
自家用小型貨物自動車	4	白	10,000円	1,000円
自家用軽貨物自動車	4	黄	5,500円	550円

※事業者の場合は、掛金は全て必要経費、損金処理できます。
※共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。